引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和5年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

70,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

574,718 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税 交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	116,276	63,011	0	6,447	9,930	36,888
	老人福祉事業	32,963	444	0	1,210	6,641	24,668
	児童福祉事業	193,612	123,784	0	5,966	13,545	50,317
社会保険	国民健康保険事業	33,273	3,954	0	0	6,218	23,101
	介護保険事業	77,625	15,322	0	0	13,214	49,089
	後期高齢者医療保険事業	62,782	7,161	0	0	11,797	43,824
保健衛生	保健衛生事業	58,187	14,500	0	2,880	8,655	32,152
合 計		574,718	228,176	0	16,503	70,000	260,039

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。